

公募要項の主な改正点等

1 「厚生労働科学研究による研究データの管理・ 利活用に関するガイドライン」の策定とそれに伴う 公募要項の改正

【背景】

研究活動の実施により取得された研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、**研究データの戦略的な保存・管理の取組**とともに、**研究成果のより幅広い活用**が求められている。

上記への取組に向けて、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、「公募型の研究資金の新規公募分において、2023年度までに、データマネジメントプラン（DMP）及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みの導入率が100%になる。」との数値目標が示されている。

（参考）

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）関係箇所抜粋
<https://www8.cao.go.jp/cstp/6bsibasicplan-kenkyudx.pdf>
- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）
本文：<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>
概要：https://www8.cao.go.jp/cstp/datapolicy_outline.pdf



【厚生労働科学研究における対応】

上記を踏まえ、**厚生労働科学研究費補助金**及び**厚生労働行政推進調査事業費補助金**における研究データの管理・利活用の具体的な運用を定めるため、「**厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン（案）**」を策定し（令和5年12月発出予定）、令和6年度より新規に開始する全ての研究課題に適用する。

「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」に定められている責務 (抜粋)

4. 研究開発を行う機関の責務

- 4-1. データポリシーの策定
- 4-2. 機関リポジトリへの研究データの収載と研究データへのメタデータの付与の推進
- 4-3. 研究データマネジメント人材・支援体制の整備及び評価
- 4-4. セキュリティの確保、関係諸法令の遵守等

5. 公募型の研究資金における資金配分機関の責務

- 5-1. DMP 項目の決定
- 5-2. メタデータ項目の決定
- 5-3. 研究データの管理・利活用に関する取組状況の評価体系への導入
- 5-4. 研究データの管理・利活用に関する取組状況の e-Rad への登録

6. 研究者の責務

- 6-1. 管理対象データの決定
- 6-2. メタデータの付与
- 6-3. DMP の作成
- 6-4. 研究データの保存
- 6-5. オープン・アンド・クローズ戦略に基づく研究データの公開・共有
- 6-6. 公募型の研究資金によるプロジェクト等の終了後の取扱い

研究データに関する概念整理

研究データ

公的資金による研究開発の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいう。研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等が含まれる。

管理対象データ

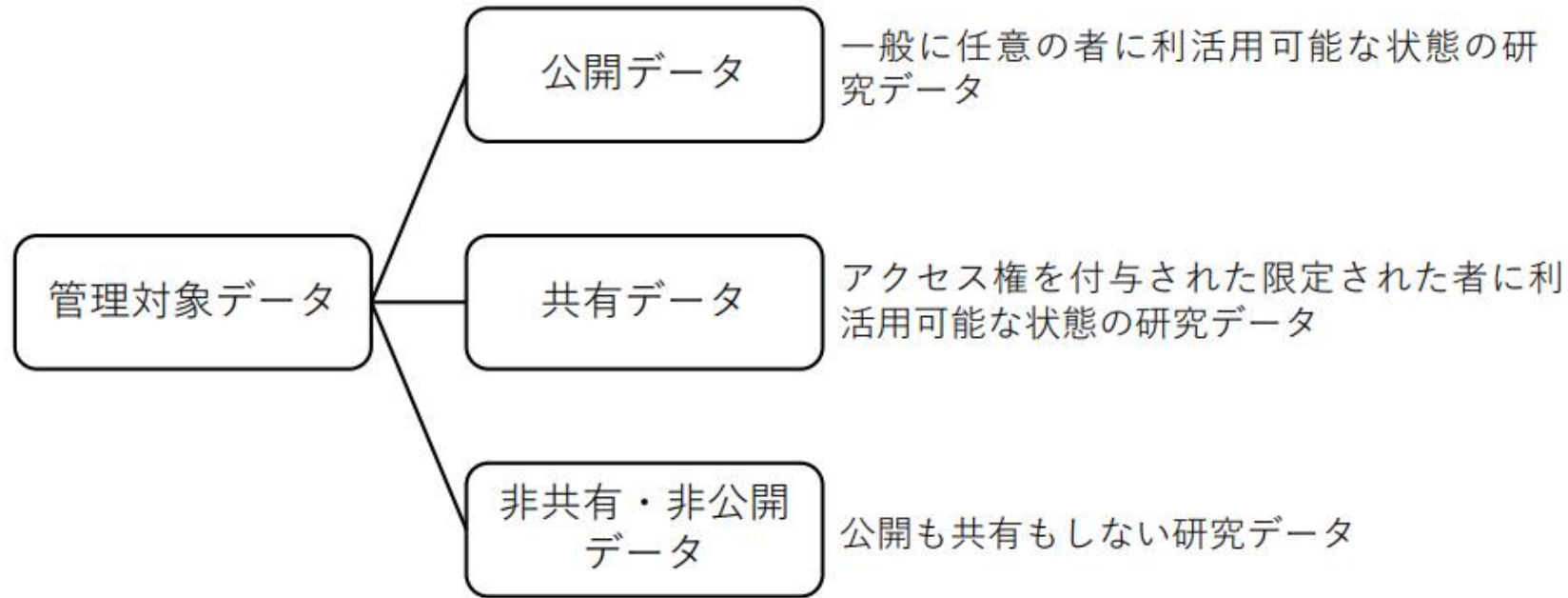
研究データのうち、研究者の所属する研究開発を行う機関や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものをいう。

対応

メタデータ

管理対象データを説明するための情報から構成されるデータをいう。研究データの名称、研究データの説明、研究データの管理者及びその連絡先、研究データの所在場所、研究データの保存・公開・共有の方針等の情報を含む

管理対象データの公開及び共有の区分



※) 「公的資金による研究データに関する基本的な考え方」から要約

- ✓ 研究分野等の特性や、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等のデータを管理する組織の特性に配慮して、公開、共有、又は非共有・非公開の判断が行われる必要がある
- ✓ 我が国の産業競争力や科学技術・学術上の優位性を確保するために重要な情報を含む可能性があるため、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる
- ✓ 産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するために、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンパーゴ（時限非公開）期間を設定することも想定される
- ✓ 関係諸法令に従うとともに、データの取り扱いに関する各国の国内法及びEU規則並びにデータ管理の原則であるFAIR原則等の国際的な規則や慣行等との整合性に十分留意する必要がある

厚生労働科学研究における、 管理対象データとそのメタデータの 公開・共有の区分

厚生労働科学研究にて、CiNii Research
(検索基盤) 上において検索可能となるよう、
登録を求めるメタデータ

	公開・共有のパターン					
メタデータ	公開			共有		非共有 非公開
管理対象データ	公開	共有	非共有 非公開	共有	非共有 非公開	非共有 非公開

全ての管理対象データと、そのメタデータ
について、DMPにまとめる

厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン（案）

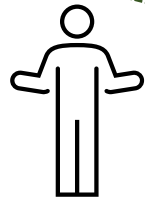
〔DMPによる研究データ管理〕

研究代表者

- ・研究班のDMPを作成
- ・研究班全体のメタデータ件数の把握

DMP（イメージ）

	管理対象データ名	作成者	管理者	保存場所、公開/非公開etc...
1				
2				
3				



研究機関A



研究機関B



研究分担者、協力者



研究機関C

研究班

メタデータ

1) 研究開始前

- ・ 研究代表者は研究開始前までに**DMPを作成**し、以下を定める
 - －管理対象とすべき研究データの範囲
 - －管理対象データの取扱い（管理者、保存場所、公開範囲等）等

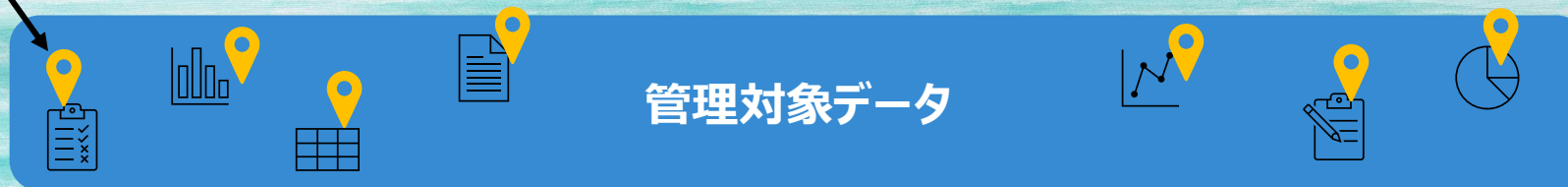
2) 研究実施中

- ・ 研究に参加する全ての者は、DMPに従い研究データを適切に取扱う
- ・ 管理対象データにメタデータを付与
- ・ メタデータを登録
- ・ 必要に応じて、DMPを更新

3) 研究終了後

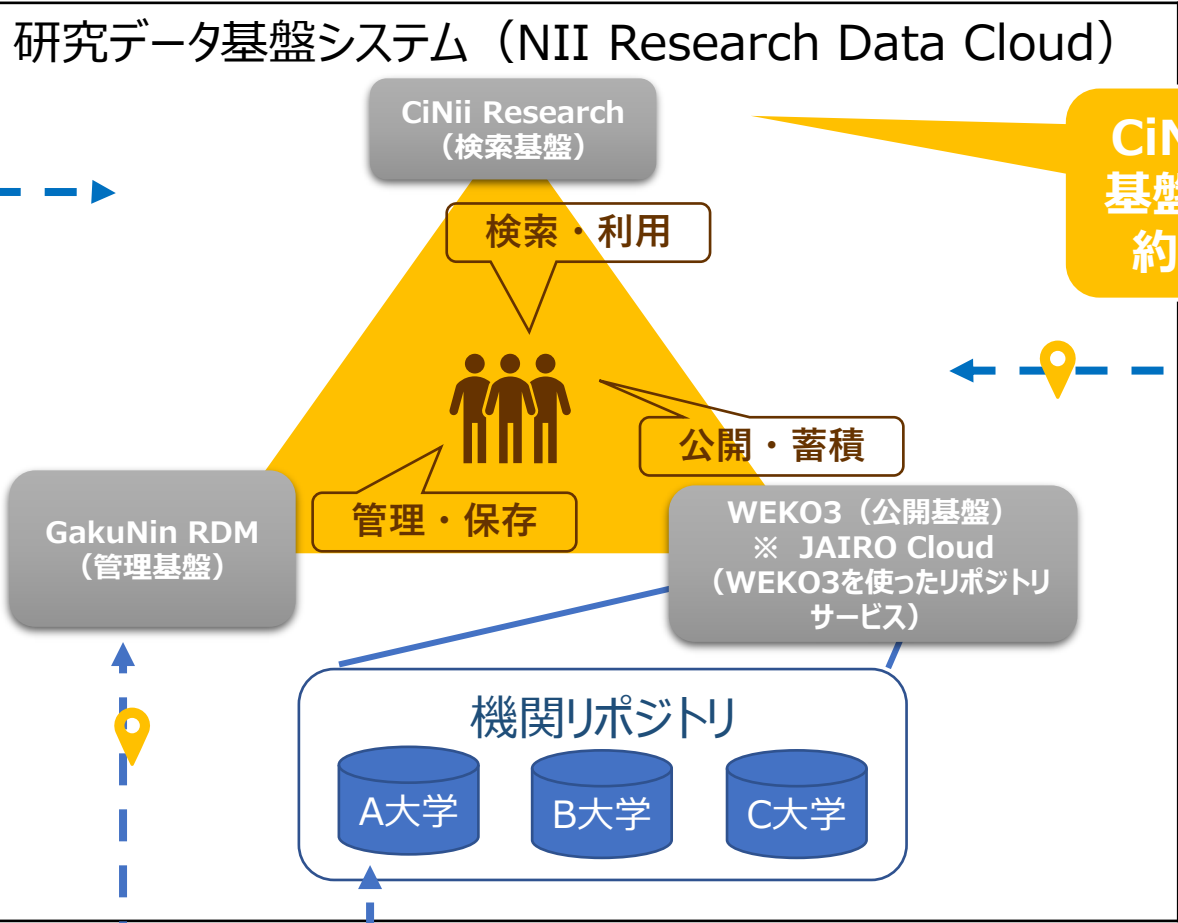
- ・ 研究に参加する全ての者は、DMPに従い研究データを適切に取扱う（公開/共有、非共有/非公開、保存等）
- ・ メタデータを登録
- ・ 厚生労働科学研究成果データベースへメタデータの件数を入力

研究データ



厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン（案）

〔メタデータ付与による研究データ利活用〕

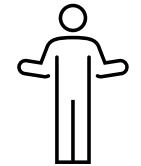


CiNii Research（検索基盤）上にメタデータが集約され、検索可能となる

厚労科研DBを令和6年度に改修し、機能追加、一部連携を予定

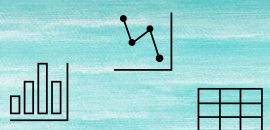
厚生労働科学研究成果データベース
MHLW GRANTS SYSTEM

研究代表者はメタデータの件数を入力

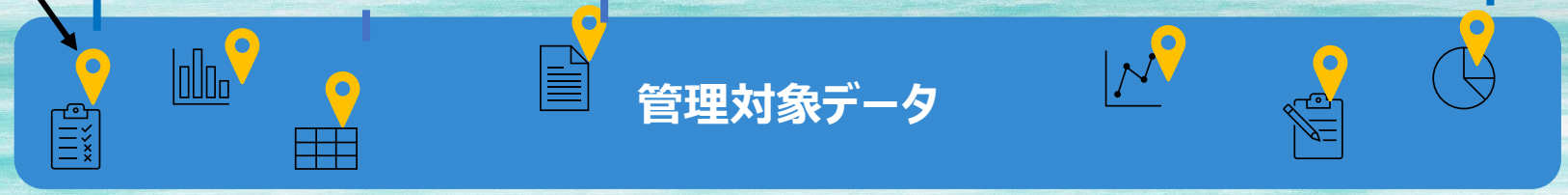


メタデータ

研究データ



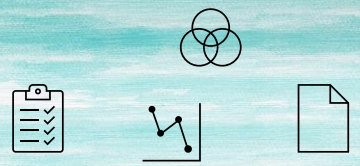
管理対象データ



機関リポジトリ、分野別リポジトリ、汎用リポジトリ等の様々な情報基盤

📍 : メタデータ

※ メタデータの項目については、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目に準拠した項目とする。



(参考) 公募要項 新旧表

旧

(13) 厚生労働科学研究に係るオープンサイエンスの推進について
オープンサイエンスとは、オープンアクセスと研究データのオープン化(オープンデータ)を含む概念です。近年、その概念は世界的に急速な広がりを見せており、オープンイノベーションの重要な基盤としても注目されています。こうした潮流を踏まえ、厚生労働科学研究の成果を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について積極的な対応を進めてください。なお、厚生労働科学研究におけるオープンデータ及びオープンアクセスの推進については、内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局が主催する検討会における検討結果を踏まえ、厚生労働省としての対応を検討することとしていますので、適時においてお知らせします。

【参考1:「オープンアクセス」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文について、「インターネット上で自由に入手でき、その際、いかなる利用者に対しても、論文の閲覧、ダウンロード、コピー、配信、印刷、検索、全文へのリンク付け、検索ロボットによる索引付け、データとしてソフトウェアに転送すること、その他、合法的な用途で利用することを財政的、法的、技術的な障壁なしで許可する」(ブダペスト・オープンアクセス運動 BOAI: Budapest Open Access Initiative(2002))ものとされている。

【参考2:オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

①従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間(エンバーゴ)(※1)後(例えば6ヶ月後)、出版社の許諾を得て著者が所属する研究機関が開設するWeb(機関リポジトリ)(※2)又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開(セルフアーカイブ)(※3)し、当該論文をオープンアクセスとする場合

②論文の著者が掲載料(APC: Article Processing Charge)を負担し、当該論文をオープンアクセスとする場合

③その他(研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載し、当該論文をオープンアクセスとする場合)

※1「エンバーゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム(リポジトリ)などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を搭載していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外(研究者や所属研究機関)が、Web(一般的には、機関リポジトリ)に登録すること。

新

(13) 厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用の推進について

研究活動の実施により取得された研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

このため、厚生労働科学研究においても「厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン」(令和5年12月●日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)に基づいて、令和6年度より新規に開始する全ての研究より、研究班毎に、データマネジメントプラン(DMP)を作成し、DMPによる研究データ管理とメタデータ付与による研究データ利活用を行うこととします。

詳細は、「厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン」をご参照ください。

URL: (掲載後に記載)

2 「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に伴う公募要項の改正

「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」 (令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) のポイント

競争的研究費制度において、各事業の性格を踏まえつつ、女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していく。

具体的には、

- －男女共同参画や性差の視点を踏まえた研究の促進
- －男女の研究者が共に働き続けやすい研究環境の整備の推進 等

(参考)

「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」

(令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) : https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/danjyo_shishin.pdf



【厚生労働科学研究における対応】

公募要項を改訂し、令和6年度一次公募要項より、上記のポイントを盛り込む

(参考) 公募要項 新旧表

旧	新
(新設)	<p><u>(20) 男女共同参画等に関する取組の促進について</u> <u>「科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)」、「男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)」、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について(令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。</u></p> <p><u>また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。</u></p> <p><u>これらを踏まえ、厚生労働科学研究においても、性差が適切に考慮されるようにするとともに、女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。</u></p> <p><u>なお、育児休業等(産前休暇、産後休暇、育児休業または介護休業)を取得した場合、所要の手続き(事業変更申請書の提出等)を行い、研究の中断、研究期間の延長をすることができます。詳細は以下のQ&Aを参照してください。</u></p> <p><u>〈厚生労働科学研究費補助金等における育児休業等に関するQ&A〉</u> https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000141298.pdf</p>